

第1章

第3次基本計画策定に当たって



第1章 第3次基本計画策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

配偶者からの暴力（※1）（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかし、家庭内などの親しい間柄で起きることから表面化しにくく、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

また、DVは児童虐待と密接に関係していることが指摘されており、配偶者間のみならず家庭内全体の問題となっています。

国は平成13(2001)年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」（平成13(2001)年10月施行）を制定し、国及び地方公共団体にDVの防止と被害者の保護を図る責務があることを明示しました。

その後、平成19(2007)年7月の法改正（平成20(2008)年1月施行）により、保護命令の拡充のほか、都道府県にのみに義務付けられていた配偶者暴力相談支援センター業務の実施や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が大きくなりました。

このため本市では、平成24(2012)年3月に「那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画」、平成29(2017)年3月には、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、関係機関等と連携しながら、配偶者等からの暴力防止に係る啓発活動やDV被害者の相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援に取り組んできました。

現在、事業の推進により市民のDVに対する認識も徐々に高まってきてはいますが、本市へのDV相談件数は減少傾向にあるとは言えず、複雑・多様化（※2）する相談への対応や自立支援、未然防止策等、DV対策の更なる推進が求められています。

このような状況の中、現計画である「第2次那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」の計画期間が令和5（2023）年3月に終了すること

から、これまでの取組状況を踏まえ、課題を整理し、DV対策を計画的・継続的に進めるため、新たに第3次那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画をここに策定するものです。

※1 配偶者からの暴力とは

「配偶者」とは婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあったものを含む。）、生活の本拠を共にする（またはしていた。）交際相手も含まれます。（DV防止法第1条及び第28条の2参照）

なお、DV防止法では配偶者からの暴力とは「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義されており、身体的暴力のみならず、精神的、性的、社会的、経済的暴力も含まれます。

当市では、上記のほか通常の交際相手からのDVの相談についても対応しています。

※2 DVの複雑化・多様化

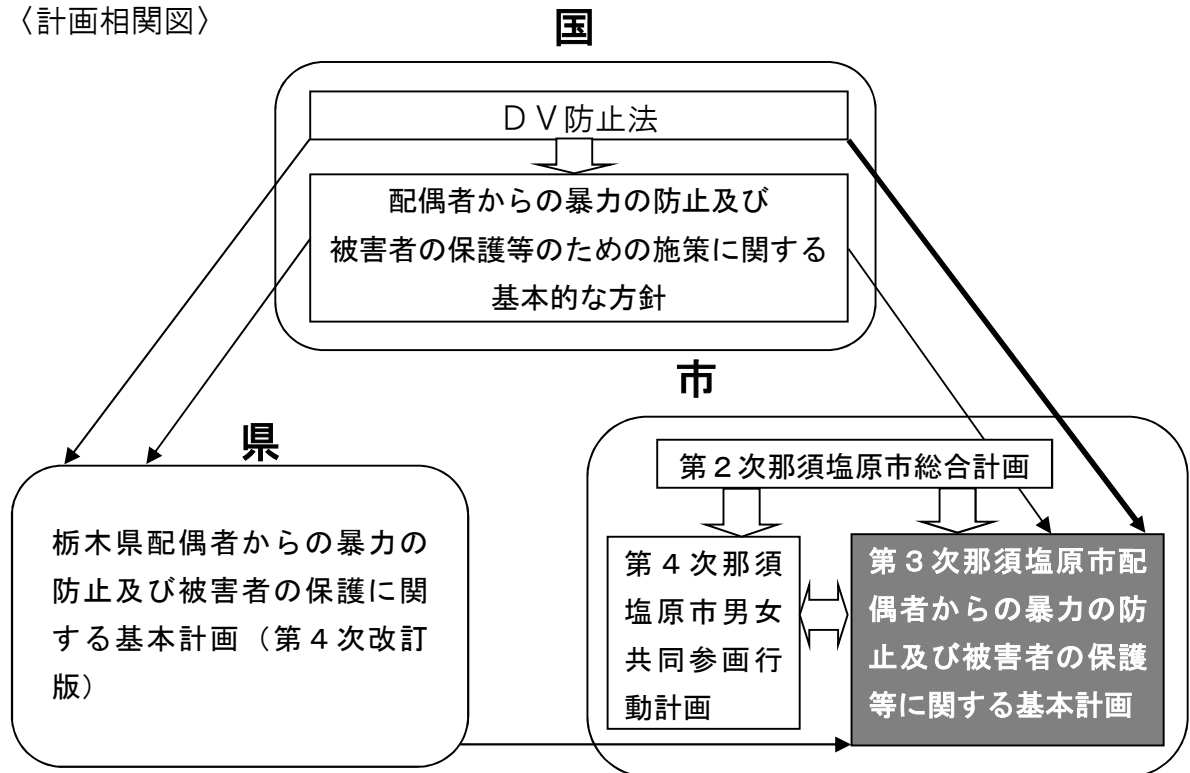
「複雑化」とは、身体的な暴力のみでなく、モラハラなどの精神的DVや生活費を渡さないなどの経済的DVが複合的に重なることや、DVの加害者・被害者が精神疾患を抱えていたりすることで、様々な問題が絡み合っていることを指します。

「多様化」とは、婚姻関係にある配偶者間のDVだけでなく、元配偶者や交際相手からの暴力を受けるデートDVなどの関係性の様態が多岐にわたっていることを指します。

2 計画の位置付け

- ① 本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- ② 本計画は、「第2次那須塩原市総合計画」の部門別計画であり、「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」との整合性を図るとともに、DV防止に対する施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものです。

〈計画相関図〉



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、法の改正等により、基本的な事項の見直しや新たに取り組む事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の推進体制

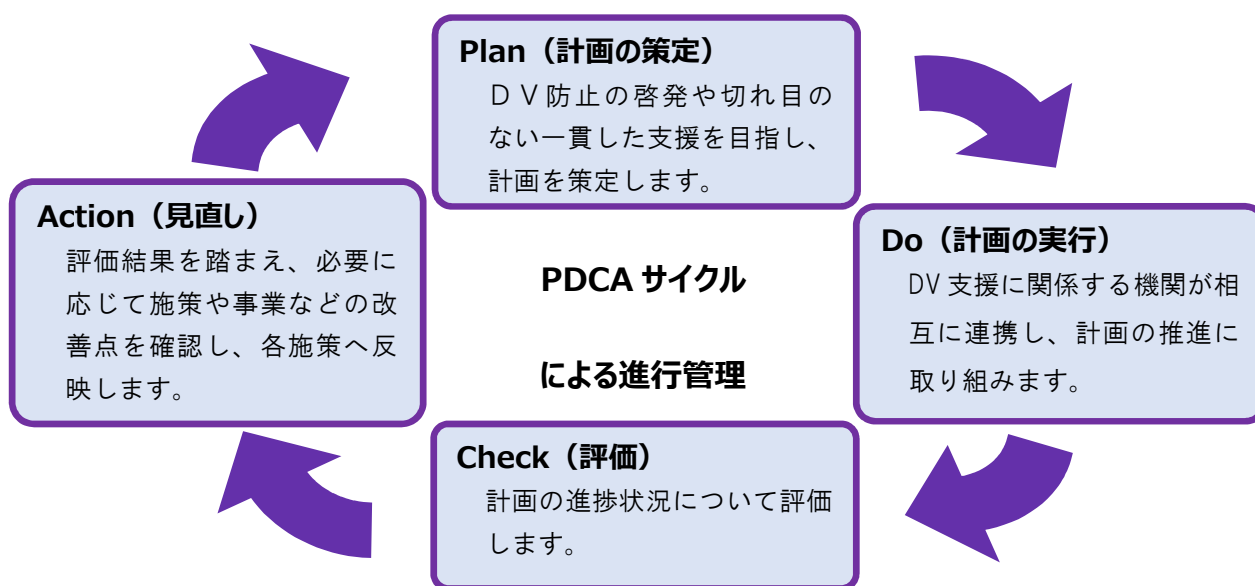
DVは様々な問題が複雑に絡んでいることが多く、一つの機関だけで対応することは困難です。市民のDVに対する意識の向上や被害者の適切な支援を進めるために、市民、事業者、行政が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たすことが大切です。

DV防止の啓発やDV被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で庁内関係課や関係機関（※3）が連携・協力し、被害者の立場に立って、切れ目のない多様な支援を推進していきます。

5 計画の進行管理・評価

計画の進行管理は、策定・実行・評価・見直しを繰り返すPDCAサイクルの考えをもとに、計画における各取組の進捗状況について評価し、計画を推進するものとします。また、進捗状況の評価は、策定に携わった関係者で構成する「庁内推進委員会」などを組織し行います。

本計画は、計画の進捗状況などの評価結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。



※3 庁内関係課・関係機関

D V 啓発の関係機関

・ 庁内関係課（市民協働推進課、学校教育課、生涯学習課等）・人権擁護委員・学校等

D V 発見の関係機関

・ 庁内関係課（市民課、社会福祉課、健康増進課等）・警察・民生委員

D V 相談の関係機関

・ 庁内関係課（子育て支援課、社会福祉課）・国、県の相談窓口（パルティ等）
・ 警察・民間シェルター等

D V 保護の関係機関

・ 庁内関係課（子育て支援課）・県一時保護所・警察・民間シェルター等

D V 被害者支援の関係機関

・ 庁内関係課（社会福祉課、健康増進課、都市計整備課等）・社会福祉協議会・ハローワーク等